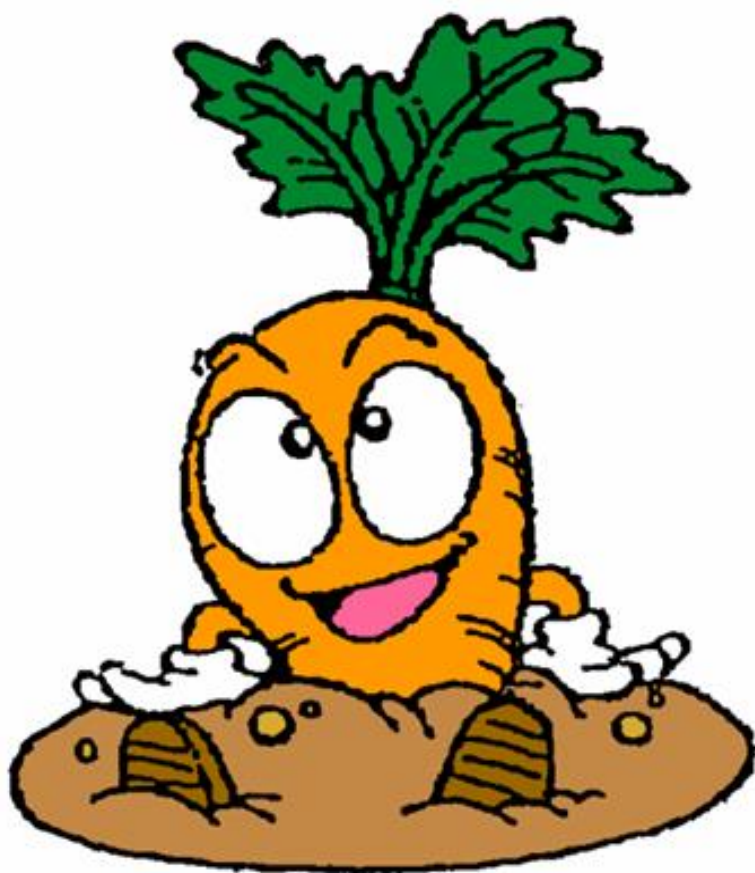


令和7年度版

特別障害者手当のしおり



菊陽町健康福祉部福祉課

令和7年8月1日改訂

1 特別障害者手当とは

20歳以上の方で、著しい重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

2 対象となる方

20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

1. <別表ア>の障害が2つ以上ある方
2. <別表ア>の障害が1つあり、かつ、<別表イ>の障害が2つ以上ある方
(<別表イ>の障害は、<別表ア>の障害とは別の障害である必要があります。)
3. 上記1又は2と同程度以上の障害がある方
(肢体や精神の障害により日常生活動作能力の評価がきわめて重度であると認められる場合など)

ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ②養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- ③病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されている方
- ④本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

<別表ア>

- 1 両眼の視力の和が0.03以下のもの(矯正視力)
 - ・視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの(矯正視力)
 - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

<別表イ>

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢のすべての指を欠くもの若しくは1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

3 所得制限について

この手当の申請者本人、その配偶者又は生計をともにする扶養義務者の前年の所得額が、下記の限度額を超えると、手当が支給されません。

（所得額の計算方法）

年間収入金額－必要経費等（給与所得控除額等）－下記の諸控除＝所得額

（限度額）

扶養親族等の数	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
0人	3,661,000円以下	6,287,000円未満
1人	4,041,000円以下	6,536,000円未満
2人	4,421,000円以下	6,749,000円未満
3人	4,801,000円以下	6,962,000円未満

※1 申請者本人に、70歳以上の老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき10万円が限度額に加算されます。

※2 申請者本人に、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族又は19歳以上23歳未満の特定扶養親族があるときは、1人につき25万円が限度額に加算されます。

※3 配偶者又は扶養義務者に、70歳以上の老人扶養親族があるときは、1人につき（老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円が限度額に加算されます。

※4 災害により住宅等に損害を受けたときは、所得による支給制限の特例を受けられる場合がありますので、菊陽町福祉課にお問い合わせください。

（諸控除一覧表）

控除の種類	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
雑損控除、医療費控除、配偶者特別控除、小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	8万円
障害者控除（本人）		27万円
障害者控除（扶養親族・控除対象配偶者）	27万円	27万円
特別障害者控除（本人）		40万円
特別障害者控除（扶養親族・控除対象配偶者）	40万円	40万円
寡婦（寡夫）控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円
勤労学生控除	27万円	27万円

4 手当額（月額）〈令和7年4月1日現在〉

手当額は、月額29,590円です。

なお、手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。

また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当を受けることができる方は、手当額が調整されます。

5 申請窓口

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町健康福祉部福祉課
電話096-232-4913

6 手続きの方法

次の書類を添えて、上記の申請窓口に提出してください。

用紙は、上記の申請窓口に備え付けてあります。

- ① 認定請求書
- ② 障害の程度についての医師の診断書
- ③ 所得状況届
- ④ 戸籍謄本(発行後、1ヶ月以内のもの)
- ⑤ 口座申出書

7 認定・支給方法

提出された書類を県福祉事務所が審査し、認定の可否を決定します。

認定されると、申請された月の翌月分からの手当が支給されます。

手当は、2月、5月、8月、11月に、支払月の前月までの分が支払われます。(例：8月に、5月から7月までの3か月分を支給)

8 受給後の手続きについて

次のような場合は菊陽町福祉課へ届け出書を提出してください。

(1) 毎年8月以降引き続き手当を受けるとき

..... 現況届

毎年、案内文書をお送りしますので、期日までに、必要書類とともに提出してください。

お気をつけください！

現況届を2年間以上提出されないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。

(2) 有期認定期間の期限が切れるとき

..... **診断書**

診断書等を提出して引き続き手当を受けられるかどうか、判定・審査を受けなければなりません。

提出期限の2か月前に更新手続きの案内文書を送付します。

お気をつけください！

提出期限までに提出されないと、手当の一部を受け取ることができなくなる場合があります。

(3) 氏名や支払口座が変わったとき

..... **氏名・住所等変更届**

氏名変更には戸籍謄本が必要です。

(4) 住所が変わったとき

..... **氏名・住所等変更届**

新しい住所の市区町村に変更届を提出してください。

(5) 扶養義務者と同居又は別居するようになったときや、結婚又は離婚されたとき

..... **所得状況の変更届**

(6) 手当を受ける資格がなくなったとき

..... **資格喪失届、死亡届**

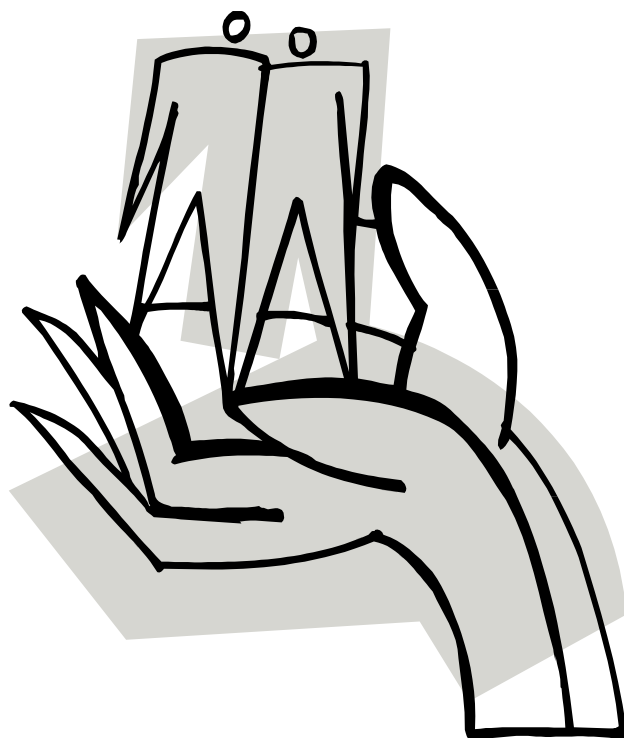
手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりです。

このような場合は、届け出てください。

- ①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されたとき
- ②養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されたとき
- ③病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されたとき
- ④障害の程度が支給基準に該当しなくなったとき
- ⑤日本国内に住所を有しなくなったとき
- ⑥死亡されたとき

お気をつけください！

届出をしないまま手当を受給されますと、手当を受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間に受給された手当を返していただくことになります。



9 お問い合わせ先

このしおりに書かれている特別障害者手当制度や手当受給開始後の手続きなど、内容に不明な点がありましたら、熊本県菊池福祉事務所福祉課または菊陽町福祉課にお問い合わせください。

熊本県菊池福祉事務所福祉課

〒861-1331 熊本県菊池市隈府1272-10
電話 0968-25-0689

菊陽町健康福祉部福祉課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
電話 096-232-4913